

商標権使用規約

1 目的

本規約は、株式会社あつまるタウン田原（以下「当社」という）が保有する商標権第6410199号に係る登録商標「しあわせクローバー」（以下「本登録商標」という）に関し、本登録商標が商業活動において不適切に使用されることを防ぐため、本登録商標の使用条件を定めることを目的とする。

2 商標使用者

- (1) 本登録商標を使用することができる者（以下「商標使用者」という）は、当社から本登録商標の使用許諾を受けた者（以下「ライセンシー」という）及びライセンシーを通じて取得した本登録商標を付した商品を譲渡又は販売する者である。
- (2) 本登録商標の使用許諾を受けたい者（以下「申請者」という）は、所定の許諾申請書を当社に提出する。
- (3) 当社は、許諾申請書を受領してから、原則として30日以内に許諾又は不許諾の通知を行う。ただし、許諾申請書の内容に不備がある場合又は調査を要する場合はこの限りではない。
- (4) 当社が許諾申請書を受領してから30日以内に許諾又は不許諾の通知を行わなかった場合には、申請を許諾しなかったものとみなす。

3 本登録商標の使用態様

- (1) 商標使用者は、別途定める許諾商品基準を満たす商品（以下「許諾商品」という）、許諾商品の包装又は許諾商品に関する取引書類（広告、価格表を含む）に本登録商標を付することができる。
- (2) 商標使用者は、本登録商標を表記するときは、当社が別途許諾した場合を除き、掲載媒体の種類を問わず、文脈的に代表される位置に現れる本登録商標又は最初に現れる本登録商標に「®」、「TM」又は「（登録商標）」の文字を表記しなければならない。これらの文字は、本登録商標に対して上付又は下付にて表示する。ただし、上付又は下付表示ができない場合は、括弧書きで表示してもよい。
- (3) 商標使用者は、本登録商標を表記した掲載媒体内に「しあわせクローバー」が当社の登録商標である旨の記載（例えば、『「しあわせクローバー」は株式会社あつまるタウン田原の登録商標です。』との記載）を記載するよう努める。
- (4) 商標使用者は、当社と別途契約を締結した場合を除き、「しあわせクローバー」という文字列に変更、修正、付加又は削除等の改変を加えてはならない。少なくとも次の態様で使用してはならない。

ア 普通名称的な表現、又は形容詞的な表現での使用

イ 複数形、又は所有格に変化させての使用

ウ 本登録商標に他の語句・記号又は数字を結合させての使用

エ 本登録商標に語句を結合させて一語のように表示、又は本登録商標と語句とをハイフンで

結合しての使用

オ 本登録商標の一部を省略して表示しての使用

カ ひらがなを片仮名又は漢字に変更又は片仮名をひらがなに変更しての使用

- (5) 商標使用者は、本登録商標を第三者が誤認・混同を引き起こすような態様で使用してはならない。また、当社に不利益を及ぼす蓋然性の高い態様で使用してはならない。少なくとも次の場合の使用を禁じる。

ア 自己を表示する名称として、又は肩書としての使用

イ 許諾商品以外の商品名、サービス名、商標、ロゴ、又は企業名の一部としての使用

ウ 当社との関係、提携、後援、承認がある印象を与えたり、当社社員による執筆、もしくは当社の見解であるような印象を与える方法での使用

エ 成人向けの内容、賭博を奨励する内容、未成年へのタバコやアルコールの販売など、準拠法に反する内容を含むサイト・印刷物その他の媒体での使用

オ 当社の方針に誤解を招いたり、誹謗中傷、権利侵害、名誉毀損、及びわいせつな表現を含むなど、当社にとって好ましくない方法での使用

カ 法律や規則に反するサイト・印刷物その他の媒体での使用

4 使用許諾の取消

- (1) 本登録商標の使用を許諾した場合であったとしても、申請内容と異なる内容で利用していることが判明した場合、申請内容に虚偽の事由が含まれていた場合、上記3の使用態様に違反した場合、その他当社が本登録商標の使用がふさわしくないと判断した場合には、当社は使用許諾を取り消すことができる。
- (2) 使用許諾を取り消したことによって商標使用者に何らかの損害が生じた場合であっても、商標使用者は当社に対して賠償を請求することはできない。

5 商標使用者の義務

- (1) 商標使用者は、上記3の使用態様にしたがって本登録商標を使用しなければならない。
- (2) 商標使用者は、本登録商標に関する権利を保全するため、本登録商標の使用証拠の提出その他の協力を求めた場合、これに協力する。
- (3) 商標使用者は、当社が本登録商標の使用中止を求めた場合は、直ちに使用を中止しなければならない。使用を中止したことによって商標使用者に何らかの損害が生じた場合であっても、商標使用者は当社に対して賠償を請求することはできない。
- (4) 本登録商標の利用によって第三者との間で紛争が発生した時は、当社に紛争の内容を報告するとともに、当社の同意を得た上で、商標使用者の責任と負担によって紛争を解決する。
- (5) 申請者の氏名・名称・住所等に変更があった場合、申請内容に変更があった場合には、申請者は、改めて許諾申請書を提出し、当社の許諾を得るものとする。

- 6 当社は、商標使用を許諾した販売者から販売特約店の認定に関する申し出があった場合、別途定める販売特約店認定基準に基づき販売特約店として認定することができる。

7 免責

- (1) 当社は、本規約をいつでも変更することができる。商標使用者は、本規約が変更された場合、変更後の本規約を遵守しなければならない。
- (2) 当社は、本登録商標に係る商標権の有効性（取消可能性を含む）並びに本登録商標の使用が第三者の権利を侵害しないことについて何らの保証もしない。
- (3) 当社は、本登録商標を使用したことにより商標使用者に生じたいかなる損害についても責任を負わない。